

居宅介護支援重要事項説明書

2024年4月1日現在

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話番号	事務所(0771)88-5014 (携帯)090-2282-6052
担当者	石田佳寿子

2. 事業所の概要

(1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	NPO 法人クローバー・サービス
所在地	〒622-0321 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山 53 番地
介護保険指定番号	2671500193
通常の事業実施地域	船井郡京丹波町（左記以外の地域の方もご相談ください）

(2) 職員体制

管理者(常勤・兼務) 石田佳寿子
介護支援専門員(常勤) 石田佳寿子 沖めぐみ 津中順子

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜～金曜（土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日は休業）
営業時間 午前8時30分～午後5時

3. 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。
課題分析には「全国社会福祉協議会方式」及び「ケアマネくんアセスメントシート」を使用します。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後、居宅サービス計画の原案を作成します。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モリタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問・面談してモリタリングを実施し、その結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は、速やかに居宅サービス計画の変更のため、上記(2)から(5)を実施します。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合は、介護支援専門員の名前及び連絡先をその病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その場合、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、その居宅サービス計画を主治の医師又は歯科医師に交付します。
- ・介護支援事業者は、居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されたものであることにより、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることの説明を行います。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により法定代理受領をできなくなった場合は、下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、住所地の市区町村窓口にて提供すると厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護並びに居宅支援サービス計画費の額の払い戻しが受けられます。

居宅介護支援費（1）		1086 単位/月	要介護 1,2
		1411 単位/月	要介護 3,4,5
加 算 費 用	初回加算	300 単位	いずれも、 対象月のみ
	入院時情報連携加算(I)	250 単位	
	入院時情報連携加算(II)	200 単位	
	退院・退所加算	450～900 単位	
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	
	通院時情報連携加算	50 単位/月	

※別途「特別地域加算」15パーセントが加算されます。

(2) 交通費

介護支援専門員が訪問するための交通費は、通常の実施地域(船井郡京丹波町)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、下記の交通費をいただきます。

移動手段	交通費
①公共交通機関	実費
②自家用車	通常の実施地域(船井郡京丹波町)を越えた地点から1キロメートル当たり 30 円

(3) 解約料

利用者の都合により解約することができます。解約料は不要です。

(4) その他の費用

その他の費用が必要になる場合は、その都度説明させていただきます。

5. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情は、本書冒頭の相談窓口で承ります。

当事業所以外の下記の市区町村等の相談窓口でも相談・苦情を伝えることができます。

窓 口	担 当	電 話
保険者である市区町村	京丹波町福祉支援課	(0771)82-1800
	その他市町村の場合は担当部課	
国民健康保険団体連合会	苦情処理窓口	(075)354-9090

6. 秘密の保持

- ・当事業所は、業務上知りえた利用者とその家族の秘密を厳守します。
- ・当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から業務上知りえた利用者とその家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底します。
- ・当事業所は、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及びその家族から同意をいただきます。

7. 事故発生時の対応等

当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市区町村に連絡をし、必要な措置を講じます。

また、当事業所が提供する居宅介護支援により損害賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償いたします。

加入保険；「NPO 保険」（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

8. 当法人の概要

名 称	特定非営利活動法人クローバー・サービス (略称) NPO 法人クローバー・サービス
法人種別	特定非営利活動法人
代表者	理事長 山下幾雄
法令遵守責任者	山下幾雄
所在地	〒622-0321 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山 53 番地
電話等	電話(0771)88-5014 ファクス(0771)88-5017 Eメール info@cloverservice.or.jp

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対し契約書及び重要事項に基づいて重要な事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

事業者 住所 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山 53 番地
事業者名 特定非営利活動法人クローバー・サービス
理事長 山下幾雄
説明者 NPO 法人クローバー・サービス 居宅介護支援事業所
介護支援専門員

私は、契約書及び説明書により事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。また、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達し、サービス担当者会議等への個人情報提供についても同意します。入院時は担当介護支援専門員の氏名、連絡先を入院先に伝えます。

利用者 住所京都府船井郡京丹波町

氏名

家族 住所
(代理人)

氏名

事業者、利用者双方署名し、それをもって上記の重要事項の確認を証するため、本書 2 通を作成し、事業者、利用者 1 通ずつ保有するものとします。